

第三十九回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第八号

昭和三十六年十月二十日(金曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事内田 常雄君

理事草野一郎平君 理事飛鳥田一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

内海 安吉君 小笠 公昭君

小澤佐重喜君 大森 玉木君

金子 一平君 島村 一郎君

辻 寛一君 藤原 節夫君

緒方 孝男君 杉山元治郎君

田口 誠治君 山花 秀雄君

受田 新吉君

出席政府委員

厚生大臣 灘尾 弘吉君

国務大臣 川島正次郎君

出席政府委員

行政管理政務次官 岡崎 英城君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局長) 山口 西君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局長) 原田 正君

政務次官 林 一夫君

調達庁長官 大石 孝章君

総理府事務官 (調達庁総務部長) 森本 潔君

厚生事務官 内田 常雄君

議員 額田 彌三君

議 員 吉田 威雄君

総理府事務官 (内閣総理大臣官房賞典部長)

委員外の出席者

議 員 額田 彌三君

議 員 吉田 威雄君

議 員 額田 彌三君

議 員 吉田 威雄君

総理府事務官 (行政管理庁行政管理局長) 河野 勝彦君

官房秘書課 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

政務次官 井原 敏之君

十月十九日

富山県へ自衛隊誘致反対に関する陳情書(新潟市中伏木片口修三)(第一〇九号)

内閣に青函すい道建設調査会設置に関する陳情書(宮城県知事三浦義男)(第一六一号)

金鶏勲章年金及び賜金復活に関する陳情書(久留米市西町花畑千六百番地全国功友連盟九州山口県連合会長平田静外九名)(第一七四号)

同(金沢市二十人町三丁目十四番地全国功友連盟北陸三県功友連合会円道作太郎外二名)(第二四四号)

金鶏勲章年金支給に関する陳情書(更埴市大字稲荷山字小坂宮本卯門)(第二四五号)

防衛庁の美保基地拡張反対に関する陳情書(松江市議会議長清水栄一)(第二四六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(額田彌三君外七名提出、衆法第九号)

旧金鶏勲章年金受給者に関する特別措置法案(内田常雄君外十二名提出、衆法第一〇号)

臨時行政調査会設置法案(内閣提出第四号)

〇中島委員長 これより会議を開きます。

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。灘尾厚生大臣。

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

第二号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条ノ二第二項の規定による命令並びに国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十条の規定による厚生省令に関する事項

第十四条第二項中「前項第一号に掲げる事項、」を削り、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)を「国民健康保険法」に改める。

第十五条第一項を次のように改める。

中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。

一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 八人

二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 八人

三 公益を代表する委員 四人

第十五条第四項中「第一項第一号から第三号まで」を「第一項第一号及び第二号」に改める。

附則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 この法律の施行前に任命された中央社会保険医療協議会又は地方社会保険医療協議会の委員でなおその職にあるものは、この法律の施行と同時にその地位を失うものとする。

三 この法律の施行後最初に任命される中央社会保険医療協議会又は地方社会保険医療協議会の委員のうち、厚生大臣又は都道府県知事が、それぞれ任命の際に指名する半数の者の任期は、第十六条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

(健康保険法の一部改正)

健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ十四第一項中、「第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル定又ハ第四十三条ノ七ノ規定ニ依ル指導ニ関スル大綱ヲ定メントスルトキ」を「ヲ定メントスルトキ又ハ第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル定ヲ為サントスルトキ」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表中 中央

社会保険医療協議会

健康保険の診療報酬を審議する事項を審議するた
め、厚生大臣の諮問機関として中央社会
保険医療協議会が置かれておりますが、
この協議会につきましては、御承知のよう
に、この数年米とく運営の円滑を欠き、そ
の重要問題の取り扱い等に多大の支障を生
じているのであります。

先般この問題を含め、社会保険等の適
正な診療報酬を定めるためとるべき方途に
つき、社会保険制度審議会に諮問いたしま
したところ、同審議会から中央社会保険医
療協議会はその運営の円滑化をはかるため
に、すみやかに改組すべき旨の答申を受け
たのであります。政府といたしましてはこの
答申の趣旨を取り入れ、中央社会保険医療
協議会の円滑な運営に資するため、その所
掌事務の範囲及び組織を改めることとし、
また、地方社会保険医療協議会についても、
その所掌事務の範囲及び組織を改めること
とし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、御説明
いたします。

理由

中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の円滑な運営に資するため、
中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を
改める必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

理由

中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の円滑な運営に資するため、
中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を
改める必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

○難尾国務大臣 たいま議題となり
ました社会保険審議会及び社会保険医
療協議会法の一部を改正する法律案につ
いて、その提案の理由を御説明申し
上げます。

現在療養担当者の保険診療に対する

指導監督に関する事項及び社会保険の
診療報酬に関する事項を審議するた
め、厚生大臣の諮問機関として中央社会
保険医療協議会が置かれておりますが、
この協議会につきましては、御承知のよう
に、この数年米とく運営の円滑を欠き、そ
の重要問題の取り扱い等に多大の支障を生
じているのであります。

先般この問題を含め、社会保険等の適
正な診療報酬を定めるためとるべき方途に
つき、社会保険制度審議会に諮問いたしま
したところ、同審議会から中央社会保険医
療協議会はその運営の円滑化をはかるため
に、すみやかに改組すべき旨の答申を受け
たのであります。政府といたしましてはこの
答申の趣旨を取り入れ、中央社会保険医療
協議会の円滑な運営に資するため、その所
掌事務の範囲及び組織を改めることとし、
また、地方社会保険医療協議会についても、
その所掌事務の範囲及び組織を改めること
とし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、御説明
いたします。

中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の円滑な運営に資するため、
中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を
改める必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の円滑な運営に資するため、
中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を
改める必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の円滑な運営に資するため、
中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を
改める必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の円滑な運営に資するため、
中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を
改める必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の円滑な運営に資するため、
中央社会保険医療協議会及び地方社会保
険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を
改める必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

国民の祝日等に関する法律
第二条の成人の日の項の次に次の
ように加える。

建国記念日 二月 十一 日
建国を記念し、国を愛する心
を養う。

第二条のこどもの日の項の次に次
のように加える。

お盆の日 七月 十五日
たがいに生存を祝い、先人に
感謝する。

第二条の秋分の日項の次に次の
ように加える。

体育の日 十月の第一土曜日
スポーツを愛好し、健康な心
身をつちかい、明るい生活を
たたえる。

第三条の次に次の二条を加える。

第四条 「国民の祝日」には、国旗を
掲げるものとする。

第五条 日曜日が「国民の祝日」に当
たるときは、その翌日は、休日と
する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十七年一月
一日から施行する。

(民事訴訟法の一部改正)
2 民事訴訟法(明治二十三年法律
第二百九号)の一部を次のように
改正する。

第五百三十九条第一項中「祝祭
日」を「休日」に改める。

(船員法の一部改正)
3 船員法(昭和二十二年法律第百
号)の一部を次のように改正す
る。

二十三年法律第百七十八号)の規
定による休日」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法
律の一部改正)
4 一般職の職員の給与に関する法
律(昭和二十五年法律第九十五号)
の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「国民の祝日
に関する法律(昭和二十三年法律
第百七十八号)」に規定する日」を
「国民の祝日等に関する法律(昭和
二十三年法律第百七十八号)第三
条に規定する休日及び同法第五
条に規定する休日(第十四条第四
項ただし書又は第五項の規定によ
り日曜日以外の日を勤務を要しな
い日と定められている職員にあつて
は、政令で定める日)」に改める。

(勲賞格賞定法の一部改正)
5 勲賞格賞定法(昭和二十六年
法律第三百十号)の一部を次の
ように改正する。

第十三条第四項中「祝日」を「国
民の祝日等に関する法律(昭和二
十三年法律第百七十八号)」に規定
する休日」に改める。

(特許法の一部改正)
6 特許法(昭和三十四年法律第百
二十一号)の一部を次のように改
正する。

第三条第二項中「国民の祝日」を
「国民の祝日等に関する法律(昭和
二十三年法律第百七十八号)」に規
定する休日」に改める。

理由
国民の祝日として新たに建国記念
日、お盆の日及び体育の日を加える

とともに、国民の祝日には国旗を掲げることをし、また、日曜日が国民の祝日に当たるときはその翌日を休日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○顧問議員 たいだいま提案されました国民の祝日に關する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明をいたします。

現行の国民の祝日に關します法律は、去る昭和二十三年七月二十日法律第七十八号として第二国会において可決決定を見たものであります。御承知の通りこの法律が制定されるにあたりましては、当時の衆参両院文化委員会の審議の経緯におきまして明らかのように、広く国民の世論に問うて案が作成されたものであります。しかし當時の世論調査において相当重要な祝日の候補日もありましたが、それが必ずしも全面的に受け入れられなかったものであります。その理由は今ここに再び申し上げるまでもなく、當時は占領行政下であり、いろいろの事情もありまして、祝日の項目や日付等について相当な異論もあったのであります。が、結局委員会の審議を経て現行法のような決定を見たものであります。自來すでに十四年も経過し、その間わが国も平和条約を締結し、国際社会に名実ともに独立国の一員として参加することになりました。従いまして、その間の社会の進展とともにこの国民の祝日についても當時の世論の求めたところに従って、適当な改正をすることは今日において最も至当と存する次第であります。

さて本改正法案におきましては、新たに二月十一日を建国記念日に、七

月十五日をお盆の日に、十月の第一土曜日を体育の日と定めることとして、以上年間を通じて三日間の国民の祝日を加え、さらに日曜日が国民の祝日と重なる場合におきましては、その翌日を休日とすることとしております。また国民の祝日には国旗を掲げること、建国記念日を祝日として新たに定めようとすることは、国の建設を祝うことはすなおな国民感情にも合致し、また多くの国民のひとしく抱いているところでもあります。諸外国におきましてもナショナル・ホリデーとして祝われるものもまたこの建国を祝する意味を持てているものであります。この建国の記念日を二月十一日と定めましては、すでに紀元節として明治初年以來久しく国民の間になじまれ、親しまれてきた日を引き継いだのであります。すなわち日本書紀にある神武天皇の伝承をそのまま古い民族的な伝承として受け継ぐのが最も自然であり、すなわちであると思ふべきであります。

二月十一日という日もあえて科学的な事実によらずとも、古い伝承や説話のうちにも民族成長の歴史的な息吹があると認められたのであります。また次に七月十五日をお盆の日と定めましては、古くからわが国に伝わって国民生活に溶け込んでいる民俗的な伝承をそのまま祝日と定めたのであります。これら旧来の民俗的な伝承も、今日地方によりましてはいろいろの相違しているところもありますが、これを太陽暦に直し、この日を国民が互いに今日生存している意義を反省するとともに、われわれにこの生存の喜びを与えてくれた祖先や先人

に対し感謝の意を捧げたいと思うのであります。

最後の体育の日を十月第一土曜に定めましたのは、民主的国家として新生したわが国の国民が、明るい生活を営み、その身心を健康にするために健全な体育競技を楽しみ、スポーツの持つ精神を通じて民族の明るい発展に資しようとするものであります。

また本改正法案におきましては、日曜日と国民の祝日とが重複した場合、その翌日を休日といたしましたのは、諸外国、たとえばフランスやアメリカにもそのような慣例がありますので、わが国の場合もこれにならって本法案において定めたのであります。

最後にこの国民の祝日には国旗を掲げることと定められました。戦前においては、祝祭日には官公署学校等におきましては必ず国旗を掲揚し、また民間会社や個々の家庭におきましてはそれが一般的な慣行となっていたのであります。ところが戦後この長い慣行が非常に軽んぜられたことはなはだ遺憾と存するものであります。国旗を尊重する觀念を国民の間に刷致するために、特にこの法案のうちにうたい込んだのであります。なおこの改正案においては昭和三十一年一月一日より施行することとし、また附則として改正に伴って関連する法律についても必要の一部改正を行なわんとするものであります。

以上をもちまして本法案提出の趣旨説明といたします。何とぞ本委員会におかれまして慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします。

○中島委員長 旧金鵄勲章年金受給者に關する特別措置法案を議題とし、提出者より提出理由の説明を求めます。内田常雄君。

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、旧金鵄勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われ、かつ、老齢者については生活能力が低下している状況にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を給することと定めて定めるものとする。

(一時金の受給権者)

第二条 昭和二十年十二月三十一日において旧金鵄勲章年金令(明治二十七年勅令第百七十三号)による年金(同令第三条の規定によるものを除く)を受ける権利を有していた者で次の各号に掲げるもの(以下「旧年金受給者」という。)には、一時金を給する。

一 この法律の施行の際に、六十歳以上の者で日本の国籍を有するもの

二 この法律の施行後に六十歳に達した者でその達した時に日本の国籍を有するもの

(一時金の額)

第三条 一時金の額は、七万円とする。

(認定)

第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

第五条 旧年金受給者で、昭和二十一年一月一日からこの法律の施行の日(第二条第二号に掲げる者については、その者が六十歳に達した日)の前日までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を給しない。

(一時金を受ける権利の受継)

第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき一時金であつて、その者の死亡前に支給してないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に一時金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位相続人が数人あるときは、その一人のした一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした一時金を受ける権利の認定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

(不服の申立て)

第七条 一時金に關する処分不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して一年以内に、

書面で、内閣総理大臣に不服の申立てをすることが出来る。

2 前項の規定による不服の申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 内閣総理大臣は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立てを受理することが出来る。

(裁決)

第八条 内閣総理大臣は、不服の申立てを受けたときは、必要な審査を行ない、すみやかに裁決をし、不服の申立てをした者にこれを通知しなければならない。

(時効)

第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(受給権の保護)

第十条 一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(非課税等)

第十一条 一時金については、その支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2 一時金に関する書類には、印紙税を課さない。

(資金の交付)

第十二条 内閣総理大臣は、一時金の支給に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(政令への委任)

第十三条 この法律に規定するもののほか、一時金の請求、認定及び

支給、不服の申立て、審査及び裁決の手続その他この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(一時金の支給の開始時期)

2 この法律の規定に基づく一時金は、昭和三十七年四月一日からその支給を始めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 旧金鵒勲章年金受給者に給する一時金に関すること。

第六條第二項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

理 由

旧金鵒勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われ、かつ、高齢者については生活能力が低下している状況にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費として、約八億二百万円の見込みである。

○内田議員 たいだいま議題となりまし
た旧金鵒勲章年金受給者に関する特別
措置法案について、提案者を代表して
提案の趣旨を説明いたします。

旧金鵒勲章年金は、昭和十六年に年金令が廃止された後におきましては、すでに受給権の発生していた人々には旧令によって下賜されていたのであります。しかるに終戦後昭和二十一年三月に至りまして、旧金鵒勲章年金は、昭和二十年十二月末を限りとしたしまして、一切廃止されることとなつて今日に至つておるものであります。

戦後十六年、この間幸いにわが国の経済は順調に再建発展しまして、国民生活も一年と向上をたどりつつあるものであります。この間にあって旧金鵒勲章年金受給者におかれては、かつて支給されていまして年金は打ち切れ、その経済的期待権を喪失し、経済的また精神的に不遇のうち、老後の日々を送つていらっしゃる方々が多いのであります。まして、まことに御同情にたえないものがあつて、よつて本法律によりまして、これらの人々のうち特に高齢者に対して特別の措置を講じようとするものであります。

本法律案の要旨は、本法律案の日に於いて生存する旧金鵒勲章年金受給者にして、満六十才に達しておられる方々及び今後満六十才に達する方々に對し、旧制の功級による区別なく、特別措置として金七万円の一時金を支給しようとするものであります。その認定はこれを受けようとする者の請求に基づきまして、内閣総理大臣が行なうこととしております。

なおこの法律の実施のための手続その他につきましては、政令をもって定めることとしております。

以上をもちまして提案の趣旨説明といたします。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを御願ひいたします。

○中島委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。各案についての質疑は後日に譲ります。

○中島委員長 臨時行政調査会設置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 最初に大臣にお伺いしたいことは、行政機構の改革を目的として今回の臨時行政調査会が作られようとしておるわけですが、本来この行政機構というものはいかにあるべきかというふうに大臣はお考えになつておるか、それから何のために改革が必要なのかということも、これにからめて御説明願ひたいと思います。私どももいたしまして、現在の行政機構がこのような形でよろしいという肯定の立場に立つていないことは言うまでもありません。しかしこれからいろいろ質疑の中で明らかにしていきたいと思つておるのでございますが、いろいろの問題を含んでおりますので、慎重に考えたいと思つておるわけです。そういう立場に立つて質問をしたいと思つたわけでございますけれども、最初に申し上げましたように、行政機構はいかにあるべきか、どのように改革さるべきか、その辺の基本的な考え方からお伺いをしていきたいと思ひます。

○川島国務大臣 行政機構は、国家目的達成のために適切な機構を整備することが必要でございまして、国家目的達成のためにはいろいろな手段が必要であります。特に国民に対する奉仕觀念に徹しまして、国民が総意をあげて国家社会のために尽くすというふうに向けることも必要なのであります。そういう観点から行政機構というものを整備したい、かように考えております。現在の行政機構は必ずしもその目的に沿つておらぬのであります。今回私どもが行政機構の改革を意図しました根本の理由はそこにございます。

○石橋(政)委員 現在の行政機構が国民へのサービスという面で非常に欠けるものがある。そういう見方について、私も必ずしもこれを否定するものではないと思ふ。もっと端的におつておられます。この間、朝日新聞に行政改革の川島構想というのが出ておりましたが、この中で大臣もすいぶん端的におつしておるようです。お役所仕事というものが相変わらず非能率の代名詞に使われておる、社会の進歩に取り残されておる、こういうものはどうしてこの際改革しなくちゃならぬと思つたのだという大臣の氣持を訴えておられたようでございますが、もっともだと思ふ節もあるわけです。しかし思つただけで、これが実行できるかということになると、非常に問題が出てくると思ふ。従来の歴代内閣におきまして、ずいぶん行政機構の改革は取り上げられました。しかしほとんどこれは失敗に終わったと言つていいのじゃないかと私は考へております。それはど難事業なんです。だれが考へても、このお役所仕事という言葉

で表現されておる複雑にして非能率な現在の行政機構を、正さなくちゃならぬという気持ちにおいては一致しておりながら、いざこれに取り組もうとすれば、何か大きな壁にぶつかって遂行がでない。一体その壁というものは何だ。このところをしつかり把握しなければ、成果を上げることはできないのではないかと思う。調査会を作るとか作らないとかいう問題で、問題が解決されるというふうには思いませんし、また解決への一歩を踏み出したとは思えないのではないかと思う。過去において審議会とか調査会とか一ぱいできたが、その結果がはつきり現われている現在、ほかにもっと探究し、取り組まなければならぬ問題があるのではないだろうかという感じを率直に受けているわけですが、まずそういうことを明らかにしていくために、この行政機構改革の困難な理由は何だ、この辺から明らかにしたいと思いますが、大臣は、その困難性の大きな原因は那邊にあるとお考えになっておられるか、これを一つお聞かせ願いたいと思います。

○川島国務大臣 戦後行政機構の改革がしばしば企てられて、行政管理局内においても幾回か改革の委員会が設けられたのであります。その結果は必ずしも初めに企図した通りの成果を上げたとは言えませんが、個々の問題については個々に解決している事案も多いのであります。ただ遺憾ながら従来の行政機構改革の考え方が、今まで行政機構のワタの範囲内で考えている。根本的な行政機構の改革が今まで検討されておられません。終戦後国家の発展に従いまして、行政機構は

きわめて膨大になりました。従って複維多岐になっております。終戦後十六年たちまちたたいたいまから見まして、この際根本的な改革をする必要がある。そして行政機構というものを簡素化して、国民の利便をはかる必要があるということを私も痛感しています。実はこの臨時行政調査会というものは前大臣の考え方を事務引き継ぎを受けたのでありますが、単にそれだけでなしに、私はかつて三十年近く国会生活をいたしておりました、各行政部門と接触した自分の感觸から申し上げても、ぜひ改革したいという考えをかねて持っておりまして、ときに、ちょうど行政管理局長官になりました、前大臣から引き継ぎを受けました。そこで前大臣以上の意欲を持ちましてこの問題には取り組んでおるのであります。これはぜひ一つ成功させたいと考えております。

そこで石橋さんは、従来こういうことがしばしば企てられたけれども、あまり成功しなかった理由はどこにあるのかということですが、これはいろいろありますけれども、最も大きな原因は、現在は各省がみな割拠主義で、自分の仕事の中に固執している。大体現在の行政機構というものは、縦割主義であって、横の連絡がないというところに、いろいろの弊害があるのではありません。さらにこれを掘り下げていけば、各省の官僚機構の抵抗が強いから、成功しなかったと言えるのであります。私も昔は皆さんと協力いたしまして、国会とわれわれと一緒に、この官僚機構の壁を打ち破って、ほんとうに国家目的に沿うような、国民に便宜を与えるような行政

機構を打ち立てたい、こういう考えを持っておるわけでありまして。

○石橋政委員 まさに大臣のおっしゃる通りだと思います。先ほども申し上げたように、調査会を作った、どこにメスを加えなくちゃならないかというのを検討することももちろん必要です。しかしそのことは過去においても幾たびか繰り返されておる。ここにも資料が出されておりますが、戦後大体十四回の調査会、機構改革審議会、委員会、改革本部というものが、持たれて、幾多の答申が出され、私はも大体問題点は出尽くしてあるのじゃないかという感じが持っている。能率化、合理化を妨げている原因がどこにあるかというようなことは、これは大部分洗い出されているのではないかと。だから私は今度調査会を作った、またそれを洗い出さなければならぬというところに、そうウエントを置いて考える必要はないかと思う。今大臣がおっしゃったあとの方の問題にどう取り組むかということに、われわれは思いをめぐらせたいのではないかと考えております。大体その点は、行政機構の改革の必要性を認めておる一つといえ、もうほとんど今大臣がおっしゃったと同じような理由を見出してあります。たとえば東大の辻教授にいたしまして、こういうふう

に言うておられます。「夫々の官庁によって自己の閉鎖的な主張を固執した官僚制の勢力が、その既得の権限と領域に何らかの変更を加えようとする合理的再編成に対して絶えず執拗な反対を試みてきたことが、行政機構の改革を妨げてきた最大の原因である。」こういう考え方は一貫してはかのい

るな問題提起の中で出てきております。たとえば、先ほど私ちょっと引用いたしました十月十三日の朝日新聞の行政改革の川島構想という中でも、同じようなことが書かれておる。なわ張り

を固守しようとかかった官僚の根強い抵抗にあった、これが大きな原因だ。あるいはまた読売の十月十六日の社説においても、官僚と、そしてこれにつながる国会議員の抵抗によるものだ、こういうふうな見方も書かれております。私はいづれも大体正しいのじゃないか、これをどうするかということに思いをめぐらさない限り、またやがてことをもう一回やろうとする、そういうことに終わってしまおうと思うのです。ここに何とか重点を置いていく方法を考え出さなくてはならないのじゃないかと私は考えるわけですが、これはあとでまた触れたいと思います。

そういう考え方の上に立ててみますときに、一体臨時行政調査会というものが、はたして今度は特効薬となり得るのかという疑問を、当然私たちがしなくてはならないという保証が一体どこから出てくるのか。現に行政審議会というのもあるわけですが、そうするとここに上屋を重ねる感がどうしても出てくるのでございますが、なぜ、それほど熱意をお持ちになっておられるならば、現在の行政審議会を背景にして現在の行政管理局が取り組まないのか。もうメスを加えなくちゃならないところははっきりしている。それに対して抵抗しているものが何ものであるかということもわかってはいる。そういうとき

に、今の行政審議会を背景にした行政管理局では取り組めないほど無力なのかどうか。川島大臣は実力者のお一人でございますが、その実力者をもってしても、今のままでどうにもならぬ、こういうことなのだろうかという疑問を持つわけなんです、いかがでしょう。

○川島国務大臣 今お話し通り、行政機構の改革は国民全部が認めておるところでありまして、これをいかに実現するかということについての御尋ねであります。今御審議を願っております臨時行政調査会が幸いに御協賛を得られまして成立しますれば、まずその委員の人選、きわめて学識経験の高いりっぱな人を選ばうということが第一である。それからその調査会でできました案を実現する熱意が総理大臣初め内閣全体にあるということ、もう一つは、国会議員の方々、政府党並びに反対党の方々の御協力と御支援、この三つが完璧になりますれば、今お話しのような、いわゆる官僚機構の壁も破れるのではないかと。官僚諸君といえどもやはり国家観念には燃えておるのでありますからして、私もはそういうしつかりした態勢を作って取り組めば、必ずや成功するのではないかと、こう考えておるのであります。ただ今までのような行政審議会程度では、これはマシネリズムになっておりますし、ことに行政審議会は行政管理局の中にある機関であります。今回の内閣に置きまして、総理大臣が任命する機関でありまして、内閣全体の意図のもとに置く調査会でありまして、従来の審議会とは全く性格が違つておるのであります。こういう審議会を調査会に直すと

いうことも、結局はいかにして抵抗を破るかという一つの方法でもあるのでございまして、どうか一つ石橋さんその他の有力なる議員の方々もわれわれに御協力、御鞭撻願ひまして、所期の目的が達成するように願ひたいと思つてございします。

○石橋(政)委員 今の御答弁の中で、内閣の中にできるのだとおっしゃいましたが、そうではないですね。総理府の中にできるというふうに私どもは御説明をいただいております。ほんとうに強力にやるならば、この点にも問題があると思う。今も大臣も、内閣にできるのだ、だから非常に強力なんだとおっしゃったが、実際は総理府にできておる。これは問題が非常に簡単のように見えて、取り組み方の意欲の問題として私は簡単ではないと思ふ。私たちがいたしましてもできるだけの御協力をするにやぶさかではございません。しかしこれが必ずしも最大効果を表す唯一の方法だろうかという点で、まだ疑問を持っております。なるほどこれならいけそうだというところになれば、全面的に取り組み用意は十分に持っております。ただ先ほどから申し上げますように疑問を持つておる。そのまず第一の取り組み方なんです。川島大臣は熱意を大いに燃やしておられるようございします。内閣自体としての取り組み方、熱意の持ち方、ばたしてこれがわれわれにひしひしと迫ってくるような激しいものであるか、国民に訴える強いものを持つておるかどうか。まずここですよ。いかに川島長官が一人でがんばろうたて、過去の例からいってできないわけです。それがわかつてきた。広

川弘禪という人がやはり実力者であつたときに、行政管理局長官になった。鳩山内閣のときには河野さんもなられた。それぞれ熱意を持って取り組んだが、やはり私どもに言わせれば成功してない。そうすると内閣がよほど結束を固めて、この問題に体当たりでぶつかつていかなければ、これはむずかしいといふことはわかつておる。そうすると現在の池田内閣に、はたしてこの行政機構の改革にそれほどの情熱があるか、私どもは思わないのですが、いかがですか。あるのですか。

○川島(政)大臣 広川君の時代、河野君の時代にもある程度の行政機構の改革は成功いたしましたしありますが、根本的な問題が解決いたしてないのであり。今回の臨時行政調査会では、先ほど私は言い誤りました。内閣ではなくて、内閣総理大臣の諮問に依つて活動するのであります。現在ある審議会は行政管理局長官の諮問機関であります。けれども、今回ののは特に内閣総理大臣の諮問に依つて、こうなつておるのであります。臨時行政調査会が前内閣によりまして小澤大臣時代に発案され、提案されました動機は、行政審議会の意見に基づきまして、当時の小澤大臣並びに池田総理大臣がこれを取り上げまして、特に池田総理大臣が非常に熱意を持つておるというので、こういう案ができて、前国会に提案したいきさつもありました。今回私は再びこれを提案するにつきました。池田総理大臣と十分話をいたしまして、実は行政管理局長官というのはいま役でありまして、何もなくて済む役なのであります。私がなつた以上は、一つこれと取り組むかどうかと言つた

ら、池田総理大臣が、ぜひやつてもらいたいのだ、内閣は一つとめてやるからという。こういう池田総理大臣の意向もあつたので、私はこれを提案する決意になつたのであります。内閣全体が行政機構の改革には非常に熱意を持つておることは、ここにはつきり申し上げることができるのであります。

○石橋(政)委員 総理を中心とした内閣が一体となつて、この問題に取り組む姿勢を見ても、なおかつ困難性はないか。克服できないというものが過去の例です。そういう中であつて、私どもは何かしら池田さんに一体熱意があるのだからという疑問を持つような現在の雰囲気なものです。ここにやはり問題があるような気がいたしました。そこで過去の各種行政審議会の推移というふうなものを振り返つてみたいと思ふのですが、事務局で検討しようとする。一体戦後どの程度の数の類似審議会ができておるか、どの程度の数の勧告、答申が出されたか、そういうふうなことをちょっとお示し願ひたいと思ふのです。

○山口(憲)政府委員 戦後、行政機構の改革につきました。累次審議会を設けております。これは非常に客観情勢がかわつて参りました。戦争体制の切りかえもございします。さらに戦後の経済混乱に伴つた特殊の経済統制に関する行政もございします。それからさらにその次には占領行政、占領軍がおるといふことを前提にしておつたものが改革しなければならぬ状況になつた。あるいは占領軍の日本に対する十分なる認識なしにできたいろいろな機構で、日本にふさわしくないものを

を改める必要があるというふうなことで、それぞれの場合々々によつて非常に違つた意味を持つております。御承知と思ひますけれども、二十三年に臨時行政機構改革審議会、二十四年に行政機構刷新審議会、二十四年の後半に行政制度審議会、それからこれはいわば総理の諮問的なものでございした。政令改正諮問のための委員会、俗に政令委員会と言つております。これは二十六年にできております。それから行政管理局に行政審議会が置かれるようになりまして、二十八年から五次にわたつて審議会が開かれております。

御指摘のように、答申の数も非常にたくさんございまして、その間百パーセント実現したかといふと、これはそれは申し上げられませんが、これはかなりの程度に実現しております。これは個々に申し上げるのと非常に時間がかかります。大体部局の数で申し上げますと、二十四年の六月と二十七年に大きなものをやっております。二十四年の改革の前から見ますと、委員会につきました。これは行政委員会でございます。現在まで通算いたしますと、行政委員会は五つの減でございす。それから外局につきましては八つ減つております。それから部局につきましては、通算現在まで九十減じております。その間出入りがございますけれども、現在までの効果で見ますと、その程度の効果になっております。もちろんこれで十分ではございません。またこの姿が現在の行政を能率的に運営していく上には一番適切かどうか

といふことになりまして、なお問題が多方面からあると思ひます。

全般的に通じまして、従来各審議会等で指摘されました状況は、おおむね抽象的な方向を示されておるものが多いのでございします。従来、行政管理局がそれを具体的に扱つて参りました経験から申しまして、実現が非常に困難をするといふことの最大の原因はどういうところにあるかといふと、従来の審議会等は割合短期間に、半年か、せいぜい一年くらいに間にやります。ございしますが、これは出て参ります委員の方々はほとんど月に一ぺんとか、せいぜい月に二回くらいしか出られない方々で、人数も相当多いのですから、それがそろわれるのに非常に困難をするといふような事情もございまして、なかなか審議会が思うようにいきません。さらに審議会の状況が、大体諮問機関でございします。みづから調査をするという体制は従来とていない。今度の行政調査会はその点におきまして自分で調査をする。これは従来なかつた構想でございします。従来は欠点を申しますと、ですから大体結論が抽象的になつて、各省にこれを当てた場合に、その反論が非常に多く出るので。問題を具体的に取上げて、そうして改善の方策が具体的にない。たとえば常に各審議会を通じていわれておりますことは、責任体制の明確化であるとか、あるいはいふく判行政とか、言葉をかえていふは稟議制度の弊害でございしますが、そういうふうなことが常に通じていわれておる。しかし行政機関の仕事というのは非常に複雑でございします。で、抽象的にそういうことを言われまして、どこにもそう

いうものが当てはまるかどうかという
と、それをいろいろな形態のところに
当てはめて、そしてこういう形態の場
合にはこういうふうな持っていくべき
だ。責任体制の明確化であれば、こ
ういう業態においては明瞭化する
かというふうなことを、理論的に研究
がまだ十分できておりません。私ども
の経験ではこういうふうなところを詰
めていきまないと、幾らでも反対論が
出てくる。今度ねらっておりますこ
ろは、特に調査会という名前からし
て、従来の審議会となく調査をみずか
らするところに力点を置いて、
それに相当りつばな——まあ通常の役
所の機構で一般職で置かれます職員と
いうのは、これは大政府部内から集
まっておりますが、やは
り一つのとりわかれた、政府部内だけし
かわからない、いわば井戸の中のカワ
ズのような関係もございしますが、外か
ら広く識見を持った人を特別にお願いを
して、民間の事情もよくわかっておる
というふうな方々をお願いをして、専
門的に一つ手下も使って行政部内の実
態を調べていただいて、それにふさわ
しい最も妥当した具体的に改善をすべ
き案を作った。そういうこと
であれば、従来抽象論に終わってお
た弊害が救われるのではないかと、こ
ういふ点に非常に希望を持っております
であります。初めての試みでございま
すので、これをぜひ一つ活用して何と
か改革を推進したい、かように考
えております。

○石橋政委員 事務当局に質問する
と答弁が長くなるのはやむを得ませ
んけれども、あまり一べんに何もかも
しゃべらずに、聞いていることだけを

一つお答えを願いたいと思います。今
の答弁の中には非常にいろいろな問題
を含んでおります。それに私はあとで
聞こうと思つていたことが入っており
ますので、御注意願いたいと思いま
す。

要するに私は、過去に戦後たくさん
の審議会などができて、答申、勧告が
次から次と出されてきておるが、あま
り効果は上がっていないのじゃないか
というところを立証したいがために、ど
の程度の数の審議会、委員会ができた
か、どんなにたくさんさんの勧告、答申が出
されたかというところをお聞きしたわけ
です。よそ行きの答弁はあろうかと思
いますけれども、歴代の大臣もこの問
題に取り組んだお方は、みんな効果は
上がっていないことはお認めになって
おるわけですね。小澤前大臣も「政府の
窓」という政府のPR雑誌の中で座談
会をやっておられますが、この中では
はつきり十分な成果を上げていないと
いうことを認めております。それから
行政審議会の第五次答申の中でもは
つきり書かれておる。過去幾たびか政府
に対して意見を具申したところである
が、まだ所期の成果を上げるに至って
いないことはなほ遺憾である、こ
れはだれでも認めておるのですよ。よ
そ行きの答弁も必要かもしれませんけ
れども、成果は上がっていない。だから
今度作ろうとしておる調査会なるもの
が、どのようにあなた方が熱意を持
っておりますか、また同じことになる可
能性も含んでおるわけなんです。私た
ちはそれを克服していきたいわけ
です。同じ繰り返しならおもしろくない
だ金、ひまをかけてやるのはおもしろ
くないと言いたい。ほんとうに成果が

上がる可能性があるものならば、全
面的にわれわれも協力いたしましょう。
そういう立場に立つて実はお伺いして
おるわけです。

そこで肝心の行管自体の意気込みと
いうのも、大いに今度やるのだややるの
だとおっしゃるが、率直にいうと私は疑
問を持っております。どういふことか
というところ、行政機構の改革を本気で今度
こそやろうという、前国会からこの調
査会の設置法を国会に提案してござい
ながら、片一方ではほとんど部局の新設を
なせお認めになるのですか。一貫して
大臣のときに、臨時行政調査会設置法
が国会に出されてきた。片一方では各
省設置法の改正案がござり出されて
きておる。局も四つ、部も幾つで
か、ほとんど新設を認めてくれとい
うことを出されてきておる。こうい
うことをやっておるのでは、本気で取
り組むのだとおっしゃるでも、どうも
私たちがとしてはふに落ちないものを感
ずるわけです。それは多少、片一方減
るものがあれば、片一方拡大強化さ
れ、新設される機構もありましよう。
しかしこれから先に本気で検討しよ
うとするときに、新設の方だけ先に認
めていくというところになると、これは問
題ですよ。過去において現実に出され
た答申、勧告の中からも、新設、拡
大の方だけちゃんと実行して、
縮小の方だけは知らぬふりしておる例
が一ぱいあるじゃありませんか。勧
告、答申が出されておつても、なおか
つそういうことが行なわれておる。こ
れははつきりしている。そういう危険
性は多分にある。広がる方だけを勧告
の中でいっている。都合のいいところ

だけとって、縮小される、権限の弱ま
るような方向は知らぬふりしておると
いうことが、過去においても行なわれ
ている。

そういうことから判断いたしまし
て、どうも私どもはこの点に釈然とし
ない。川島さんのお考えの中にもその
片鱗がうかがわれているわけですね。先
ほど引用いたしました行政改革の川島
構想という記事の中で長官が、お
そらく談話として発表されたと思うの
ですけれども、事務能率向上のために
場合によっては行政機構の新設付加も
やむを得ない、こういうことを言わざ
るを得ないということですね。そ
れは私も公平に行政機構をながめて検
討を加えていったときに、全部縮小さ
れるものとは思いません。しかし早
くもこういう予防線を張らなくちゃな
らないような意気込みでは、私は問題
にならないと思う。はたして効果が上
がるだろうかという疑問を、こういうと
ころから私たちは持ち出すわけなわけ
すけれども、また来年度予算編成にか
らんで、各省から部局の新設がたくさ
ん要求が出ておるようですよ。一体幾
つ出ておりますか。その中からまた必要
なもの、これは特別だからといって
また幾つかお認めになる腹ですか。そ
ういふことは私どもは行管の熱意なる
もの、意欲なるものをそうそう大きく
評価するわけには参らぬのでございま
すけれども、一体いかがなものです
か。大臣にお答え願いたい。

○川島国務大臣 世間の進運につれま
して新しい機構の必要なこと、これは
当然でありまして、どうしても必要と
認めるのは、これは認めざるを得ない
のでありますが、一面において必要の

なくなつた機構というものは、これを
廃止、縮小すること、またこれは当然
であります。ところが今石橋さんの
お話のように、従来拡張の方だけが認
められて縮小の方はやらないのだ、不
都合ではないかということ、その通り
であります。そこにはやはり官僚の強い
壁があるので、これを打ち破る必要が
あるからこそ、こういう調査会が必要
なのです。むしろ従来縮小はほとんど
やれるのだ、行政管理局だけの力でや
れるのだというのであれば、あるいは
こういう調査会を用いないでも、ある
程度の改革はできたのでありましよう
けれども、それができなかったところ
に調査会を置く一つの理由があるの
でございます。今後はぜひ一つ不必要に
なつたものはこれを廃止し、改廃いた
しまして、むだを排除して、その反面
においては必要な機構は認めるよう
にしたい、こう考えております。従来
のやり方は石橋さんの指摘の通りであ
ります。できなかった原因というものは
よくわかっておりますから、これを
排除することに努力いたしたい。その
一つの現われがこの調査会だ、こうい
うふうにお考え願いたいと思ひます。

○石橋政委員 そこでかりにこの調
査会がスタートを切るといふふうなこ
とになりましたら、これから本格的に
メスを入れて、新設拡大するものはそ
のようにする、縮小するものはする。
今本気で取り組んでいる最中だから、
とにかく新設するのはその結論が出る
までちょっと待て、これくらいのこと
ろは最小限度、意図としてお持ちに
なつておられなければ、私はまたもやこ
れは失敗を繰り返すのではないかと思
うのです。大臣と、そして池田さんも

それだけの熱意を持っているとおっしゃるならば、総理大臣と協力して、新しく出てくるそういう要求をさしあたりびしゃと押さえるくらい力を、この際お見せになっていただきたいと思うわけなんです。その点はいかがですか。

○川島国務大臣 三十七年度の予算に関連して、どういう新設の機構を行政管理局に要求して——まだよく聞いておりませんからして存じませんけれども、結論的に申しまして、今回の臨時行政調査会は三年間の間に結論を出す、こういう趣旨でありまして、もつともそれ以前に案ができれば片端から実行したい考えもありますけれども、結論的には三年間の時限立法でありまして、現在に各省が要求しておる新規機構のうち、緊急やむを得ずしてそれまで待てないというものがあれば、これは認めざるを得ないと思うのでありますけれども、時期的に急がぬものは当然これを押さえて、新しい機構ができてから検討すべきものだ、こう考えております。一がい全部新規機構は認めないところで言い切るだけの確信を、まだ私は持つておりませんけれども、できるだけ押さえるということだけは、はっきり申し上げたいと思うのであります。

○石橋(政)委員 この行政機構の改革に熱情をお持ちになっておられるとすれば、そう信じたいのであります。が、そういうところで十分にその気持が反映するように、ぜひ取り組んでいただきたいことを御希望申し上げておきたいと思うのです。

ところで先ほどから私申し上げておりますように、問題は調査会を作るか

作らないかというようにただで終わるのではない。また事実調査会を作ったからといって、どうなるものでもないというのを申し上げたわけでありまして、これに対して、今度は意気込みが違ふのだ。あるいは行管局長は、問題点は提示されたかもしれぬけれども、非常に抽象的な面が多くて、どの部門にもそれが平均して取り入れられるようなものではないような、勧告、答申がなされておるといふようなことを先ほど申し上げましたが、そのよう欲ばって何もかも一ぺんにこの際取り込もうというふうなところにも、無理があるのじゃないかという感じが私は持つておるわけです。ほんとに国民の生活に結びついた行政サービスというものをやろうという意欲を持つておられれば、さしあたり望んでおる部門を一つずつ解決していくというような方法もあるのです。何も調査会を作った大に全面的に検討を加えてもらって、大規模な答申、勧告を待たなくたって、さしあたり取り組んでいって国民に喜んでもらう、そういう部門も私はたくさんあると思う。たとえば先国会において小澤長官が一つ例示いたしておりましたが、紙の問題という表現を小澤さん使っておりました。私はこれなども確かに重要な問題だと思ふのです。これはちょっと問題が違ふかもしれない。いわゆる本来の効率化とか簡素化とかいうような問題とは違ふかもしれないけれども、経費の節約というような面からいって、非常に大きな問題ではないかという感じを持ちながら、実は小澤さんの答弁を聞いておりました。各省庁で使用する紙をばらばらに購入してい

る。こういう物品、消耗品というものを一括して調達することができたら、どれほど経費の節約に寄与するかわからぬというふうなことをおっしゃってあったのですけれども、これなどは別に調査会を作ったからどうのこうのという——私は小澤さんが例として出されたのはおかしいと思うのです。問題の提起の仕方は非常にいいのですけれども、調査会を作ったことをどうする、というふうな説明をされたのは、ふに落ちないと思つて聞いておいたのですが、こういう問題は実は調査会と切り離して、現在内閣がやろうと思つておる、現在内閣がやろうと思つておる、ば立ちどころに取り組める問題なんですね。私はそう思いますが、これは大臣がかわつておるのでもちよつと質問するのをおかしくなつたかもしれせんけれども、こういう問題は、これは調査会ではどうのこうのという問題ではないのじゃないですか。今からでも、政府がやる気になりさえすれば実行できる問題だと私は思ふのですが、その一つの例として私はお伺いしたいのです。小澤さんも述べられておられたような、こういう大きな経費節約の、国民に喜んでもらえるような仕事がない原因は一体どこにあるか。こんな問題は調査会と関係なしにやろうと思ふばやれるのではないか。こういう私の気持ちに対して一つ御説明を願いたいと思ふのです。

○川島国務大臣 今お話のように、手近なもので解決すべきものは、必ずしも調査会にかけませんでも、行政管理局なりその他の関係官庁でもって、相談しながら実行したらよろうと思ひます。紙の問題は初めて私にお聞きしたのですけれども、これはほとんど実行すべきだと思ふのですが、私も行政調査会でもやりたいと考えているのは、もう少し高度の——何としても今日は各省が割拠主義で、自分の権限を一步も譲らぬ。従つて共管事項になりまして、二省、三省にわたる事柄になりますと、認可、許可などが非常におくれておる、国民は大へん迷惑しておるのではありません。こういうものを全部整理をして責任体制をはっきりした可の責任がどこにあるのかというところがきつめて不明確であります。そういう点をばっちりすることが一つのねらいであります。さらに進んでは、今日では許可、認可事項があまりに多いのではないか。ある程度は民間にまかせて随意にやらせてもいいのではないか。いたづらに許可、認可の権限を役所で持つがために非常な不便を感じておる、そういうところも十分検討をいたしたいと考えております。石橋さんのお話のように、問題はたくさんあります。たくさんありますが、根本的には、各省の割拠主義というものをどうして排除するかということが一番重点でありまして、実は私が行管の長官になりましてから、監察事項として、特に今命令して調査させておるのではありませんが、各省の共管事項、それによる弊害、それによる不便というものを今調査をいたしております。これも幸いにこの法案が成立をしますれば、調査会に付議する材料として懸命にやっているのであります。従来行政改革の一番成功しなかつた壁はそこにあるかと思ふのであります。それを一つぜひ妥結をいたしまして、責任体制を作っていく。国民のために便

利な行政事務をやりたい、こういうことが念願であり、ねらいであります。

○石橋(政)委員 おっしゃることはまさにその通りだと思ふのです。今私が例示したのは、小澤前大臣がこの調査会の設置からんで、こういった紙の問題といったような提起のされ方をしたので、私は一面においては、これは解決しなくてはならぬ問題だと思つて、調査会とからめて、そういう説明をするのはおかしいという感じを持つたものです。一つ、率直に申し上げたわけです。一つの例として今大臣が申された共管事務、これは確かに問題だと思ふのです。これも現にいろいろ面で矛盾を来まして、国民に迷惑をかけております。しかしそれとあつて、専門調査室で過去においてまとめましたものを見まして、ずいぶん列記されておる。共管事務でどういふところをどういふ角度から検討しなければならぬかというところを、たくさんここにまとめて出されております。たとえば一つ、行政機能の統合による経費節約の見地から検討すべきものとして、同一の行政目的を有するのゆゑをもつて一省庁に統合するを適當とするものとして、厚生省と農林省で行なつてゐる医薬品等の製造販売の取り締まり事務、農林、通産及び厚生各省がそれぞれ所管ごとに行なつてゐる輸出品検査事務といったふうに、まとめて列挙いたしておられます。ずいぶんありますけれども、この中で一つでも二つでも片づけられ、ほんとうにどれだけ国民が喜ぶだらうかと思ふようなことが一ぱい載つています。今さら調査会でもやりにならなくなつた

て——ところが、その中で一つでも処理されたものがありますか。それどころか新しくできてくる法律あるいはその他の機構からいって、この共管の問題が解決しておらないじゃないですか。水資源の開発の問題でも、閣僚の皆さん方がどれだけ苦慮いたしておられますか。この間本委員会が審議された北方旧漁業権者に対する特別措置のあの法律の問題にしても、主管大臣は総理大臣と農林大臣でございませう。全くわれわれとしてはふに落ちない。主務大臣が二人並べられていて、というように、きょうの朝日新聞を見ますと、主務大臣は設けずと大きな見出しが出ています。設けずではなしに、調整ができなくて設けられないのでしょう。現にあるものにメスを加えるどころか、新しくできようとする機構にあたっての調整すらできないのが今の政府、内閣のいわゆる実力の程度じゃないかと私は疑問を持つわけなんです。これはど官僚に押しまわられておいていいのかという気持ちを私は持ちます。持ちますが、しかしこの調査会なんか作ってこんなものが解決するとは、その反面いよいよ思わなくなってくるわけなんです。ほかに方法があるのじゃないかろうか、こう思わざるを得なくなってくる。取り組むとすれば、調査会を作るとか作らないとかという問題ではなしに、もっとほかの角度から、政党人として、政治家としてわれわれは物事を考えなければならぬのじゃないか。そういう思いの方がかり立てられるだけで、調査会の必要性を痛感するというわけにはいかぬわけなんです。このことだけは強く私は申し上げておきたいと思う。

今度の調査会は従来のものと違うのでありますというふうな文句で、われわれはどうしても納得できないという事です。最後に一体どうしたらいいかということ、私なりに考えもありませんし、やりたいと思いませんけれども、そこに行くまでもう少しお尋ねしておきたいことが実はあるわけなんです。というのは、その調査会の従来の審議会とは違うのだということの理由として、調査会の意見または答申の取り扱いについては、内閣総理大臣はこれを十分尊重しなければならぬということとすると、国会に対して総理大臣から報告する道を聞く規定を設けた、これらが従来の審議会などとは違うということを説明いたしておきますし、先ほど山口局長も長々とおっしゃっておいりましたけれども、これも違ふといえ違ふかも知れないけれども、各種行政機構に取り組んだ審議会、委員会とは違ふかも知れないけれども、ほかにそういうものがあるわけなんです。たとえば人事院の勧告なんかでもそうです。これなどは直接国会と内閣、総理大臣に報告するという事になっておりますけれども、必ずしもこれが百パーセント尊重され、実施されたいという、そうではない。だからそういうことを法律の中にうたておきさえすれば、尊重されるのだということはないわけなんです。そういうことで私たちがこの調査会の権威というものを、幾分高まるかも知れませんが、十全なものとして認めるわけには参らない。それから必要があるときは各行政機関については、その運営状況を調査できる規定を設けた、これなども特質だとおっしゃるが、これだつて

今の行管自体この程度のもは持っているわけでしょう。私はそういうふうなことを、さてそういうふうに見ていくと、違ふのはどうやらこの委員の構成があるのかしらと思わざるを得ない、うたい出しから見ますと。各界、各層の知能を結集して権威の高い行政診断機関として設けるのだ、アメリカにおけるフーバー委員会の例に見るような超党派のなきわめて権威の高い機関を設ける、これは答申の中に書かれている言葉でございませう。この辺がそれでは今までのとは違ふということになるのかしらと私は思っているわけなんです。フーバー委員会などというものを持ち出しておいりますし、各界、各層の知能を結集し、超党派のというような表現が用いられていることからすると、確かに違ふのかなという感じを持つわけでございますが、それでは一体どういふ人選をなされるつもりか。抽象的に言えば、各界、各層の知能を結集しとなり、権威の高いとなり、超党派という表現となるかも知れぬが、さて具体的に人を選んできたなら、今までのあまり変わらばえがしないというところになるのが落ちではないかという気持ちを率直に持っているわけですから、これ、変わらばえのする、なるほどあの顔ぶれなら何かやれそうだしという具体的に何か構想をお持ちなのでございませうか。

○川島島務大臣 構想の前に一言申し上げたいのですが、国会に報告するということは、これはきわめて重大な問題をありまして、政治的に政府が責任を負うことになります。もっともお話のように人事院勧告はそのまま実行しない例もあります。時の財政状態等によりまして、全部実行できないこともありまされども、たとえば、今年の問題といたしましては、%は人事院勧告の五月というのを、施行する日の十月からあります。こういう時間的にずれはありますけれども、やはりこれは人事院勧告を尊重して政府が措置をとった一つの例でありまして、政治的にはきわめて重大な意義があると思います。私ども、調査会ができました、その結論が出て国会に報告しますれば、国会の方々の御協力も得、また政府が責任を感じて実現に移したい、この強く感じているわけでございます。それから委員の人選の問題であります。具体的な人選はまだいたしておりません。ただ今回はきわめて少数の七人の委員会にいたしまして、従来の審議会のように、きわめて多数の委員ではなしに、国内においても、世間が見て学識経験のきわめて豊かなトップ・レベルの人を七人集めたい、こういうことなのであります。人選はこの調査会の成果に非常に関係のある問題でありますからして、調査会の目的を達成し得るような人を選したいと考えておりますが、具体的にだれということはまだ考えておりません。これが大体御協賛願えるというめどがつきますれば、さっそく考えたいと思っております。

○石橋(政)委員 私どもが多少なりと調査会なるものに期待を持ち得るとすれば、この人的構成です。どういふ顔ぶれか、大臣のおっしゃるトップ・レベルの人が委員になるのか。ここに画期的なものが見られれば、ある程度期待も持てると思う。ところがどうもまだまじいもの、委員の顔を並べるのではなからうかという、そういう疑問を持たざるを得ない。たとえば先ほどちょっと引用しましたが、「政府の憲」で「行政の体質を改善したい」という小澤前大臣と小沢利得さんの対談がある。この中で小澤さんが「今度の臨時行政調査会なども、その点に気がつけて人選をするつもりで、僕は小沢さんなんかやっていただけたらいいかと思っているのですが……」というふうな発言をしておいられます。これはお世じならいいです。しかし本気で考えておるとするならば、私はこれだけでもうこんな調査会はお断わりです。はっきり申し上げる。それにちょっと関連してお尋ねいたしておきますが、五月十九日、本委員会において、小澤前大臣はこういう御答弁をなさっておられます。「これはもとより超党派でやるのでありますから、あるいは鈴木さんかどなたか知りませんけれども、社会党の代表の人にも私も入ってもらいたい」と思っております。こういう答弁を小澤さんはしておられました。すなわち小澤構想なるものは、これは当時新聞に出たのでございませうが、会長に吉田茂元総理、委員の中に岸信介前総理、鈴木茂三郎社会党元委員長というふうな報道がなされて、それに関連してうちの委員が質問をしたのに対して、鈴木さんかどうかは知らぬけれども、社会党の代表の人にも入ってもらいたいのだというふうなことを小澤さんは答えておられたのですが、この点、ちょっと最近の川島大臣の構想は変わってきておるようにも聞いておりますけれど

したものは採らないで、整理した人員を回すということもありましようし、根本的にこの行政調査会の案によりまして人員整理ということは、する必要もなし、する意図もありません。その結果、年々ふえてくる公務員の増加だけは押えるのだ、こういうふうな考えであります。

○石橋(政)委員 もう一つ公務員制度の改革にもお触れになるつもりかどうか、お尋ねしたいのですが……

○山口(西)政府委員 先ほどもお話がありましたように、非常に広範にわたって行き過ぎるとこの成果にも関係がございまして、公務員制度につきましまして、すでにほかの調査会でも審議したことでございまして、今度の調査会は大体行政機構並びにその運営という点に焦点を絞りまして、実施する考えであります。

○石橋(政)委員 公務員諸君にしてみれば、過去の例から見まして、行政機構の改革といえはすぐに人員整理とびんとくるものを持つておるのですよ。やむを得ない——というのは、肝心の改革がでないというのでは、肝心の改革がでないというのでは、安易に天引き整理なんというものをやっているわけでは、各省何割減らせというふうな調子です。そういう経験を持つておりますために、機構改革と聞いただけで人員整理というものを思い浮かべる、これはやむを得ない。私たちも、完全雇用制度というものが確保されておるときならば、また別の観点もあるかもしれせんけれども、整理されれば立ちどころにあしたからの生活に困るという現資本主義社会において、人員整理というものは何が何でも認めるわけにいかぬわけです、飢餓

に通じておるわけですから。その点はいくまでもやらないのだというお話でございすけれども、やらないといつても、権威のある調査会というものが、そういう答申を出してくるおそれまでは否定できないのじゃないかと思うのです。その辺の矛盾は一体どういうふうにお考えになっておられますか。

○川島(国務)大臣 調査会の根本方針が人員整理にないことは、今申し上げた通りであります。さらに行政機構の簡素化のためには人員の縮小を生じるとして、十分これは整理し得るものでございまして、十分に公務員の諸君が、人員整理をするかもしらぬというので行政機構の改革に反対だということでありますれば、いつまでたっても行政機構の改革はできませんで、むしろ行政機構の改革の壁は、官庁のセクシヨナリズムでなくて、労組にあるとさえ考えられるわけでありまして、そういうことはないのでありますから、われわれも説きますが、労組に関係の深い社会党の諸君にお願いいたしまして、そういうことはしないのだということをお願いしていただきたいと思います。これは絶対に考えておらぬのであります。もう一つ、国会に報告するといふ事項がありまして、そういう段階にありまれば、これについては御議論の余地があるかと考えております。そういう点で、一つこのように御信用願いたいと思ひます。

○石橋(政)委員 それからこの調査会の中で、今自民党の中で盛んに運動が起きております防衛庁の国防省への昇格の問題、あるいは治安機構の強化の問題、そういうものがからみ合せて出てくる危険性はないのかどうかという心配を持っておるわけですが、これは全然この調査会とは関係がないのかどうか。それから公社、公団、公庫、事業団といふものは、このごろは実に目ざましく、どんどんできておるような状態なんですから、こういうものにも一緒にメスを入れるおつもりであるのかどうか。大臣の構想としてお聞かせ願つておきたいと思ひます。

○川島(国務)大臣 省の昇格につきましては、防衛庁の防衛省、それから建設省関係の国土省、通産省関係の中小企業省などというものが、いろいろ世間に伝わっておりますけれども、内閣においてはむしろありませんが、自由民主党の中においては、こういうことがきまっております。これは、たゞ話としてそういうことが出ておるわけでありまして、私どもはこういうものを取り上げてやる気持は持っておりません。行政の簡素化でありまして、行政を複雑にするような仕事は避けるのでありますから、今でも取り上げて調査会でもやる気持は毛頭持っておりません。それから公団、公社、事業団等につきましては、むしろ調査会の対象になります。最近事業団、公社、公団等がふえて参りまして、これに対して相当世論の批判もあるようでありまして、これも調査会で取り上げまして検討してもらいたい、こういうふうに私は考えております。

○石橋(政)委員 だいぶ時間もちましたから結論を出したいと思つたのですが、先ほどから申し上げておりますように私どもは、この調査会を作るといふことをもって、行政機構の改革の目的が達せられるわけでもないし、スタートを切つたとすら言えないのが過去の実績だ、そういうふうに考えております。しかし実のあるものならば、もちろんこの調査会も必要でありましよう。その辺は今の大臣のお答えを十分参酌いたしまして、私どもももう少し時間をかけて、必要であるかどうかというのを真剣に検討してみたいと思ひます。

ところで、このことは別個に、やはり政治家とし、議会人とし、政党内として、真剣にこの問題には取り組まなくちゃならないのじゃないか、そういう気持だけは持つております。これは調査会を作る作らぬということよりは、もっと大切な問題じゃないかと思ふ。そういう点で一体われわれは何をやったらいのか、これは非常に問題だと思ひます。しかし言えることは、先ほど申し上げたように、私たちがもっと真剣にこの問題を考え、そして国民に満足していただくべく、ちゃんやらのことだという責任感を持つておるといふことだけだ。この行政機構の改革を妨げておる官庁の非効率をいづまでも是正できない、この責任は私どもは大きいと思ひます。それをやるためにはどうしたらいいのか、調査会を作ることも必要かもしれないが、官僚の機構、これが非常に強い。抵抗も強い。だからなかなかできない。これをどうして政党が、議会人が、政治家が完全に掌握し、押えていくかという立場に立つて考えてみる必要があるのじゃないか。常任委員会制度というものがややとすると各省とくされ縁を作つてしまつて、本来の任務を全うできないというふうなことも直さなく

ちやいかぬと思ひます。これも指摘されておるがなかなか直らない。私は自分自身議院に席を置く者として、こういうことを言うのはまことに残念でございすけれども、ややとすると常任委員会そのものが各省の出先のような親を呈しておることを全面的に否定できない。こういうことからやはり是正していく必要があるのじゃないか。そうするとこれはどうしたら克服できるのか、こういうふうな物事を考えていきたいと思ふわけなんです。たとえばもつと議員立法に重点を移したらどうだという議論が最近出ておりますが、これなども検討してみたいと思ひます。私はそういうふうになつたからといって、この問題が直ちに解決するとは思ひませんけれども、ほかにもいろいろ陳情政治というものが、今のようないわゆる陳情政治というのくされ縁は切れないでしやう。代議士は役所に行つて陳情する、そのお札に役所が出した法律をさつと認めてやる、こういうふうなきらいがなきにしろあらずです。こういう問題も解決しなくちゃならないでしやう。それからこれは小澤さんもちやと述べておりましたが、大臣の就任期間が非常に短かい。従つて官僚そのものの、官僚機構を完全に掌握できないうちにやめましても実権を持つてゐるのは官僚そのもの、このやうな問題は克服しなくちゃならぬでしやう。これなどもやうやうと思ふべきでしやう。このやうな内閣は比較的そういう意味で実力者をそろえた、こう巷間いわれております。それで大いに効果を發揮して

もらいたいと思ひますけれども、従来

もらいたいと思ひますけれども、従来

のように派閥人事で、何派からはこの次だれというような順番でどんどん出てくるから、早くやめさせて次を大臣にしなければいかぬという、こういう保守党の欠陥がそのまゝ官僚のさばらせておる原因にもなつておる。こういう問題に真剣に取り組まなくちゃならぬでしょう。そんなものをみんなほったらかしておいて、調査会を作つたら立ちどころに行政機構の改革ができるような、そういう幻想を抱いたり抱かせたりするようなことは罪であるとすら私は思う。もっと取り組まなくちゃならない問題がたくさんあることを私は指摘し、一緒にこういう問題を解決していかなくちゃならぬのだということを主張しておきたいと思ひます。そのために私たち自身、国会自身、委員会自身が、もっと真剣に取り組まなくちゃならぬという感を深くいたしておきます。過去において、十三回国会ですか、議員提出で国家行政運営法案というものが提出されたことがあると聞いております。これは廃案になつておるようでございますが、これもなかなかむずかしい問題だと私も思ふのです。こういう行政の簡素化、能率化というものを法律で規定して規制していこうというものは、なかなか問題だと思ひます。しかし取り組もうとした意欲、これだけはどうともいものだと私は思ふ。やはり私たち自身こういうふうな意欲を持ち続け、実を結ばせるようにやつていかなくちゃならぬという感を十分に深めておりますが、大臣の立場からも調査会を作ることのほかに、いろいろ大切なことが一ぱいあるのだということは十分に御自覚をされて、今後推進していただくことを希望いたします。一応私の質問を終わりたいと思ひます。

○川島国務大臣 石橋さんがいろいろな角度から行政能率向上という点をお話しになりましたが、まことに感謝にたえないのであります。ただ行政管理庁といたしましては、行政審議会ではとうてい目的が達せられない、より高度のものを必要とするので提案したわけでありまして、これさえやらぬということになりますと、行政改革というものは全然進歩をいたしません。ぜひこの法案を成立させて、私ども真剣に取り組んで目的の達成に努力いたしたいと考えております。国会の問題、内閣の閣僚の人事の問題につきましては、従来いろいろと世間から非難されてゐる点も御指摘になりましたが、まことに同感でありますけれども、ただ私だけでこれは何とすることもできません。そういうものは自然世論によつてだんだん直していく以外に仕方がないものだとどういふふうに考えております。ぜひ一つ熱心にこの問題に取り組みますから、石橋さんのこれに対する御鞭撻と御支援をお願い申し上げます。

○飛鳥田委員 関連して伺ひたいのですが、今石橋さんが最後に述べた意見とからむ問題ですが、この調査会を進めていくのに、一番妨げになるのは何といつても官僚主義だところおつたのです。官僚主義の出でくる原因は幾つかあると思ふのです。その中でいわゆる学閥主義、あるいはレニターのように入進していく試験尊重主義、こういうものもあると思ひます。しかしこういうものは調査会の中

で当然技術的に検討をする対象になるだらうと思ひますので、その点については伺ひませんが、今石橋さんが述べられたこととはほぼ同じことになるかも知れませんが、やはり政党内の派閥、そしてその派閥の上に乗つてこの議会の中で無理押しに多数横暴で法案を成立させていくようなものが、実は官僚主義と下の方でかなり深く結びついてゐるのではないだろうか、こう考えざるを得ない点が一つあります。それからもう一つは、予算の編成の仕方というものについて、従来の慣行を相当反省しなければいけないのではないかと。今までのような予算の組み方をしていく限り、陳情政治も行なわれるでしょうし、また官庁自身は予算をたくさん取つておけば、あとは何とか使つていくことだけを考えればよいという考え方も出てくるでしょうし、予算をたくさん持つてゐるものが、権限を強く持つてゐるという形も出てくるでしょうし、最終的には大蔵省の非常な威力というものも出てくるわけでしょう。そういう意味で予算編成というもののについて、官僚のセクト主義を打ち破るどころか、行政機関の能率を向上させるなどというものはほとんど不可能に近いのではないかと、こう私たちは考えないわけにいかないわけです。またその予算の中には、地方自治体に対する中央集権的な予算の組み方というものが次第々々に強くなつて、地方自治体をまるで中央が支配してゐるような状態さえ出てきています。ここからも非常に数多くの非能率なものが出てきていますし、セクショナリズムも出てきてゐるわけです。中央官僚の支配、

地方官僚の従属というような形も出てきてゐるわけです。そういう点を考えてみますと、この調査会をお設けになるのはけっこうだと思ふのですが、しかしこれを作つていかに学識経験者に研究をさせておいても、予算編成について多数党であるあなた方が何らかの反省をして、それに即応していくだけの覚悟を持たない限り、二階に上げておいてはしごとをどうしようのと同じじゃないだろうか。今までのいろいろな委員会や調査会が、一つ一つはなかなかいいことを答申しながら、それが現実のものとなり得なかつたのは、政治のあり方、そしてその集約的に現れてゐる予算編成の仕方というもののについて、全然改善が加えられてゐなかつたからです。ですからもとへ戻つてしまふのです。私はフーパー委員会というものはあまりよく知りませんが、アメリカでは予算の組み方というもののについて、常に実によく反省をしようといふのです。そして組まれた予算がちゃんと最終的に使われていくまで、専門家でなくとも、一般市民が予算書をあけてみれば、お金の流れていくルートがちゃんとわかるように仕組まれてゐるという話です。ところが日本では、こつちで組まれたつてどこへ消えてしまふかわからない。こういうふうに予算の編成の仕方にもいろいろあると思ひますが、従つて予算の編成の仕方という基本方針というものは、これは臨時行政調査会が調査をすべき行政的な技術ではなくして、政治の基本方針にからむわけです。この政治の基本方針というものはそのまゝはうておいて、調査だけさせていくといつたつて、今までのあれと同じよう

になつてしまふのじゃないだろうか。こう考えますので、今石橋さんが、いわゆる行政の能率を上げていくという態度と並行して、基本的に政治のかまを直すといふことを言われたわけですが、その中で最も私が基本的だと思ふ予算編成、こういうものについて、自由民主党あるいは政府は、これに即応するようなどれだけのことを考えていらつしやるのか、そういう点を伺ひたいと思ふのです。

○川島国務大臣 予算編成の仕方並びに編成権の所在につきましては、従来いろいろ議論のあるところであります。大蔵省の主計局を廃止して内閣に予算局というものを置けという議論も相当研究をされております。この調査会で、予算編成の仕方をどれくらい取り上げるかといふことは、私はここで断言できないのですが、予算編成権の所在といふものを、大蔵省に置くがよいのか、それともこれを内閣に持つてきて、予算局にするがよいのかといふことは、当然取り上げていい問題ではないかと思ひまして、これは御質問があつたから言うのではございせん。私はかねてからそういうことを考えておるのであります。当然委員がきまつたらまたこういうことを提案してみたい、こう考えております。

○飛鳥田委員 それは行政の技術として予算編成局を作るとか作らないとかいふことを、この調査会で議論をなさるというのは話がわかります。ですがやはりこれは政治だと思ふのです。予算編成をどうあらしめていくかといふやり方は、行政の技術ではないと思ふのです。従つてそのことに關しては、行政調査会の範囲を逸脱してゐるも

のですから、当然あなたの方で、政府の方で、政治としてそういうかまをえお示しにならない限り、これはかわいそうですよ。ここへ何でもかんでもみんなぶち込んでしまつて、お前よきにはからえという形では、かわいそうです。そういう意味で、政治のかまをえとしてあなた方がどう予算編成あるいは予算というものについて考えていくかということ、今ここですぐ御返答を伺うという意味ではありませんが、十分考えていただいて、ほんとうに民主的な能率の高い予算編成方式を考えるかまをえを持っていただかない限り、これを作つたつて何にもならないじゃないかという印象が私にはあるわけなんです。今までの失敗はみんなそれなんですから、その点調査会で調査をするからとおっしゃらずに、政府なりあるいは自民党なりで、どういうかまをえを持つのか、持とうとする意図があるのかどうか、そういうことを伺っているわけです。

○飛鳥田委員 最後にもう一つ、今までの行政制度に関するいろいろな委員会でできました。今御報告のありましたように、百近いものができ上がったわけですが、みんなだめだった。まあだめだったというのは非常に無礼な言い方ですが、何かあまり効果を上げなかった。それは同じ次元で委員会を作つていくからじゃないかという印象があるわけなんです。行政機構の改革をやりますために委員会ができる。その委員会自身がまた行政機関であるという次元ですね。自分で自分を判断するという形になっていくわけです。そこでむしろ次元を変えて見る必要があるんじゃないか。むしろこの臨時行政調査会のようなものは、行政機関の一部として作らずに、場合によれば、国会も行政調査権を持つていけるのですから、国会に付置するといふような形がとれなかったものだろうか。そういったしますと、次元が違うのでありますから、従つてかなりてきぱきもやれるでしょうし、性質が違ふのですからさうばりとものが言えるという面も出てくるだろう、こう思われますし、もう一つ次元を同じくする欠点は、ある内閣は非常な熱意を持つて一つの委員会を作る。ところが内閣がかわりますと、次の内閣はあまり熱意を示さない。この問題について、小澤さんから川島さんへと非常な熱意を示していらつしやいました。が、しかし失礼であります、百年のよわいを保たれるわけではございませんから、やがてはおかわりになるでしょう。次の大臣がどれだけの熱意を示すか、こういう点になつて参りますと、

委員会は、機構的にはありますが、何となしにぼやつとしてしまふ。龍頭蛇尾、こういう場合はしばしばあったわけなんです。ですから内閣の交代等によつてその委員会が影響を受けない、さうしてフルに活用していくという意味でも、次元を異にしていく方がいいんじゃないだろうか。今までの委員会の欠点を見ますと、そこにあります。そういう意味で国会に付置をする、こういうような形をお考えにならなかつたものか、国会でありますならば、なほど選挙といふものはありますけれども、しかし永続的に一つの情熱を持つて進めていくことができるわけなんです。また国会議員自身も、行政制度といふものが円滑に、国民に十分に奉仕できるようにしなければならぬといふ情熱に燃えておられますことは、今石橋さんからもお話があつたような形でして、終始変わらなかつたわけじゃないか、こういう感じがするわけです。これに、変な言い方ではありますが、自民党内閣が倒れて、全然次元の違った社会党内閣ができる、こういうような場合、双方の持つていける政策なり考え方によつて、行政機関として置いてありますと相当影響を受けるんじゃないか。これは一朝一夕にすぐ結論の出るものじゃないだろうと私は思うのです。かなりお急ぎになつて能率を上げていただけるだろうと思ひますが、しかし一朝一夕にはできないだろう、こう私は考えるわけなんです。そういたしますと、かなり長い時間をかけなければならぬものだとするならば、その間における政権交代といふものも当然考えていかなければならぬ。こうなりますと、失礼ですが僕は近い将来にいたくつも

りですから、そういう点で、できるだけそういうものに影響されない次元に置いておくといふ点も考えていいんじゃないか、こう思ひます。第一には行政機関がみずから判断する、みずから調査するといふ同じ次元だといふ点に、非常な障害が今まであつた、権威のなさもあつた。もう一つは政権その他の交代によつて、あるときは熱意が入るし、あるときは入らないといふようなことのないために、国会に付置したらどうだろうといふ点、そういう二つの点からして、次元を変えたらどうかという感じが僕はしているのですが、そういうようなことは御議論にならぬものかどうか、御議論になつたかと思ひますが、なぜそれをとらなかつたのか、こういう点を一つ伺ひさせていただきますと思ひます。

○川島国務大臣 今度の調査会は、政府の責任におきまして機構改革をしよといふわけでありまして、従ひまして内閣総理大臣の諮問機関にいたしたわけでありまして。ただ私は内閣は当分続くことを確信しております。大臣はかわるかもしれませんが、かわつても、小澤さんが私になつても内容が変わらぬように、自由民主党内閣であるならば、これに対する熱意は変わらぬと思ひます。ことにこの委員会はりっぱな人なので、委員さえしつかりしておれば、たとひ担当大臣はかわりましても活動力は変わらぬ、こう考えるのであります。国会にといふお話でございまして、これは国会の権限としておりやでありまして、国会みずからさういふことをおやりになるならば、これは全歓迎すべきことであります。この調査会は内閣の責任でやる、こういうことでありまして、国会の権限ということはおのづから別の議論になつてくるわけでありまして、そういうふう

に御了解願ひたいと思ひます。

○石橋政委員 私国会の中で取り上げた方がより効果が上がるのではないかという感じは率直に持つておたわけなんです。特に国会の中に行政監察とあわせて、こういうものと真剣に取り組む委員会ができた方がいいんじゃないかという感じは、率直に持つておることを申し上げておきたいと思ひます。

次に、調達庁の機構の問題についてお尋ねをしてみたいと思ひます。きょうは参議院の予算委員会に防衛庁長官が出席しておられて、こちらの方に来れないようですので、防衛庁長官に対する質問が主になるわけですが、川島長官と調達庁長官にお尋ねできる部分だけ一つ質問を続けてみたいと思ひております。

前々から私たちは、調達庁の将来問題といふものを委員会再三取り上げて参りました。調達庁が特殊な仕事をしておる。その仕事はだんだん減るといふようなことも考えた場合に、何とかここで調達庁の機構そのものを立て直すといふか、変形する必要があるのではないかという気持を、私たちもずっと持ち続けてきておたわけでございますが、その一つの案として前々から私が言つておりましたのは、先ほど小澤前大臣の発言を私引用いたしました。いわゆる一括調達、各省庁が独自の立場で物品、消耗品その他を調達しておるけれども、これは非常に不経済

なもので、調達庁の機構そのものを立て直すといふか、変形する必要があるのではないかという気持を、私たちもずっと持ち続けてきておたわけでございますが、その一つの案として前々から私が言つておりましたのは、先ほど小澤前大臣の発言を私引用いたしました。いわゆる一括調達、各省庁が独自の立場で物品、消耗品その他を調達しておるけれども、これは非常に不経済

なもので、調達庁の機構そのものを立て直すといふか、変形する必要があるのではないかという気持を、私たちもずっと持ち続けてきておたわけでございますが、その一つの案として前々から私が言つておりましたのは、先ほど小澤前大臣の発言を私引用いたしました。いわゆる一括調達、各省庁が独自の立場で物品、消耗品その他を調達しておるけれども、これは非常に不経済

なもので、調達庁の機構そのものを立て直すといふか、変形する必要があるのではないかという気持を、私たちもずっと持ち続けてきておたわけでございますが、その一つの案として前々から私が言つておりましたのは、先ほど小澤前大臣の発言を私引用いたしました。いわゆる一括調達、各省庁が独自の立場で物品、消耗品その他を調達しておるけれども、これは非常に不経済

○川島国務大臣 それは行政機構の改革を扱う調査会でありまして、予算編成権の所在がどこにあるかということ、当然取り上げるべき問題と思ひます。予算の編成の仕方については、これは直接調査会の仕事でありませんけれども、予算編成権の所在によつて扱い方も自然違つてくるのではないかというところは、これは言ひ得ると思ひます。でありまして、そういう意味で先ほどお答え申し上げておるわけでありまして、飛鳥田さんのお話、私は今よくわかります。わかりますけれども、この調査会におきましては、ただ編成権がどこにあるかという、その所在については検討するといふことを申し上げ上

げ得るので、それ以上はここで申し上げ得ないわけでありまして。

○飛鳥田委員 最後にもう一つ、今までの行政制度に関するいろいろな委員会でできました。今御報告のありましたように、百近いものができ上がったわけですが、みんなだめだった。まあだめだったというのは非常に無礼な言い方ですが、何かあまり効果を上げなかった。それは同じ次元で委員会を作つていくからじゃないかという印象があるわけなんです。行政機構の改革をやりますために委員会ができる。その委員会自身がまた行政機関であるという次元ですね。自分で自分を判断するという形になっていくわけです。そこでむしろ次元を変えて見る必要があるんじゃないか。むしろこの臨時行政調査会のようなものは、行政機関の一部として作らずに、場合によれば、国会も行政調査権を持つていけるのですから、国会に付置するといふような形がとれなかったものだろうか。そういったしますと、次元が違うのでありますから、従つてかなりてきぱきもやれるでしょうし、性質が違ふのですからさうばりとものが言えるという面も出てくるだろう、こう思われますし、もう一つ次元を同じくする欠点は、ある内閣は非常な熱意を持つて一つの委員会を作る。ところが内閣がかわりますと、次の内閣はあまり熱意を示さない。この問題について、小澤さんから川島さんへと非常な熱意を示していらつしやいました。が、しかし失礼であります、百年のよわいを保たれるわけではございませんから、やがてはおかわりになるでしょう。次の大臣がどれだけの熱意を示すか、こういう点になつて参りますと、

委員会は、機構的にはありますが、何となしにぼやつとしてしまふ。龍頭蛇尾、こういう場合はしばしばあったわけなんです。ですから内閣の交代等によつてその委員会が影響を受けない、さうしてフルに活用していくという意味でも、次元を異にしていく方がいいんじゃないだろうか。今までの委員会の欠点を見ますと、そこにあります。そういう意味で国会に付置をする、こういうような形をお考えにならなかつたものか、国会でありますならば、なほど選挙といふものはありますけれども、しかし永続的に一つの情熱を持つて進めていくことができるわけなんです。また国会議員自身も、行政制度といふものが円滑に、国民に十分に奉仕できるようにしなければならぬといふ情熱に燃えておられますことは、今石橋さんからもお話があつたような形でして、終始変わらなかつたわけじゃないか、こういう感じがするわけです。これに、変な言い方ではありますが、自民党内閣が倒れて、全然次元の違った社会党内閣ができる、こういうような場合、双方の持つていける政策なり考え方によつて、行政機関として置いてありますと相当影響を受けるんじゃないか。これは一朝一夕にすぐ結論の出るものじゃないだろうと私は思うのです。かなりお急ぎになつて能率を上げていただけるだろうと思ひますが、しかし一朝一夕にはできないだろう、こう私は考えるわけなんです。そういたしますと、かなり長い時間をかけなければならぬものだとするならば、その間における政権交代といふものも当然考えていかなければならぬ。こうなりますと、失礼ですが僕は近い将来にいたくつも

りですから、そういう点で、できるだけそういうものに影響されない次元に置いておくといふ点も考えていいんじゃないか、こう思ひます。第一には行政機関がみずから判断する、みずから調査するといふ同じ次元だといふ点に、非常な障害が今まであつた、権威のなさもあつた。もう一つは政権その他の交代によつて、あるときは熱意が入るし、あるときは入らないといふようなことのないために、国会に付置したらどうだろうといふ点、そういう二つの点からして、次元を変えたらどうかという感じが僕はしているのですが、そういうようなことは御議論にならぬものかどうか、御議論になつたかと思ひますが、なぜそれをとらなかつたのか、こういう点を一つ伺ひさせていただきますと思ひます。

○川島国務大臣 今度の調査会は、政府の責任におきまして機構改革をしよといふわけでありまして、従ひまして内閣総理大臣の諮問機関にいたしたわけでありまして。ただ私は内閣は当分続くことを確信しております。大臣はかわるかもしれませんが、かわつても、小澤さんが私になつても内容が変わらぬように、自由民主党内閣であるならば、これに対する熱意は変わらぬと思ひます。ことにこの委員会はりっぱな人なので、委員さえしつかりしておれば、たとひ担当大臣はかわりましても活動力は変わらぬ、こう考えるのであります。国会にといふお話でございまして、これは国会の権限としておりやでありまして、国会みずからさういふことをおやりになるならば、これは全歓迎すべきことであります。この調査会は内閣の責任でやる、こういうことでありまして、国会の権限ということはおのづから別の議論になつてくるわけでありまして、そういうふう

だから、こういうものを一括して調達した方が非常に能率も上がるし、経費の節減にもなるのではないかと、小澤発言、私大賛成なんです。こういうことを調達庁にやらしたらいけないかというところを、実は前々から主張いたしておりました。この点行政管理庁の長官としても一度考えてみるというふうなお気持ちにならないものかどうか。せっかく調達業務に熟練したたくさんの方を減らして、いわゆる首切りをやって散らしてしまうというところは、もったいないような気がするわけでございますが、この点この機会に御検討をしてみたいものかどうか、また川島大臣にお尋ねをしてみたいと思います。

○川島国務大臣 突然の御意見でありまして、私こではっきりした御返答を申し上げるだけの準備を持っておりません。調達庁をだんだん形を変えて、政府部内一切の調達をする役所に変えたらどうかという御意見のようでありまして、それがはたして適当かどうか、成績が上がるかどうか、各方面から検討しなければならぬ問題ではないかと思うのでありまして、今こではっきりしたお答えをするだけの研究も資料も持っておりませんから、御了承願っておきます。なおしかし御意見として承っております、今後研究いたします。

○石橋(政)委員 大臣がお聞きになるのは初めてかもしれませんが、実は私たちが前からこのことは考えてきたかどうかというのを申し上げておいたわけでありまして、そのことについてのお答えは今までなかったのですけれども、

さつき引用いたしましたように臨時行政調査会の設置にからんで、小澤前大臣が一括調達というふうなものを実は本委員会で提起されておるのです。その点と私たちが一括調達に賛成なんです。さしあたり調達庁という機構があるのだから、そういうものを調達庁にやらせるようなことを一つお考えになったらどうか。せっかくの御提案でもあるわけでありまして、ちようどいい。われわれの意見と行政管理庁の長官として小澤さんがおっしゃったことと一致するわけでありまして、この辺は研究の価値が十分にあるのではないかと、お尋ねしておるわけでありまして、もう少し御研究方をお願いしておきたいと思ひます。

ところで現在政府部内で進められておるのは、そういった構想とは違つた形で調達庁の機構を取り上げておられるように聞いております。防衛施設庁というのですか、実はそういうものを作ろうという動きがあつて、大体防衛庁と調達庁の間で、両庁協議会を持つて話が煮詰まつてきたというふうなうわさを私たちは聞いておるのでありますが、その辺を一つ調達庁長官からでも、あるいは行政管理庁からでも御説明をお願いしたいと思います。

○山口(西)政府委員 防衛庁の外局になつております調達庁と防衛庁の本庁の方との調整問題につきまして、従来からいろいろ御意見もあり、国会でも論議され政府部内でも研究して参りました。最近防衛庁と調達庁におきまして、かなり具体的な案について研究をされております。私もその方向につきまして大体賛成の気分を持つておるわけでございますが、これは調達庁

と防衛庁の方で、一応一つにまとめた具体案を作つていただいて、それを政府案として検討したい、かような考えでおりますので、来年度を実施の目途と考へております。従つて非常に急いでおりますが、まだ詳細な計画案につきまして承つておりません。従来調達庁の職員が非常に不安定な気分を持つておりましたのを、安定した機構にいたしましてそういう気分を一番掃きたいと思ひます。

○石橋(政)委員 調達庁の職員の不安を解消するということお気持はけっこうだと思ひます。しかし今進められております案では、不安が解消されるどころか、逆にその不安が一層強くなつてきておる。ここに問題があると思ひます。もう少し伺ひをしてみたいと思ひます。防衛施設庁案なるものは、調達庁を防衛庁の機構の中に完全に包括してしまふとおつておるのですか。たとえば防衛庁の建本あたりの中に調達庁の機構をそのまま吸収してしまふという案を進めておるのか。それとも逆に防衛庁の中で、今調達庁が駐留軍関係の業務をやつておる。それと類似の仕事を、調達庁の方に持つていこうという考へで進めておられるのか。それともそういうことではなしに、全然切り離して別個の新しい外局を作ろうという考へで進めておられるのか、その辺を明らかにしていただきたい。

○林(一)政府委員 ただいま機構の改正については、防衛庁と調達庁が協議会を持つて検討を進めておるのであ

ります。その目的とするところは、御承知の通り基地に関する行政事務というものは両庁にまたがつておるわけでありまして、防衛庁の方は自衛隊の基地の取得、維持管理に関する行政、調達庁の方は米軍関係の基地に関する行政事務というふうな、同じような種類の行政事務を両庁にわたつてやつておるといふような関係で、このような共通の事務は一本にして扱つた方が事務能率を上げるべきである、そのような目的のために機構の改正が検討されておるわけでございます。それがどういふような姿に――おっしゃる通りに調達庁の方に持つていって一本にするのか、防衛庁の方に持つていって一本にするのかというふうなことは、まだ成案を得ていないのでございまして、少なくともこのようないふようなことを、目下検討をはかるといふようなことで、目下検討をしておるわけでございます。

○石橋(政)委員 来週防衛庁長官にまたあらためて伺ひしたいと思ひます。その中で、それまでにできるだけ具体的に御答えできるように用意をしていただきたいと思ひますが、今の段階では大体話が煮詰まつてきておる。従つてできれば次の通常国会には、法律案としてまとめ提案するというふうなお気持を持つておられるわけですか。

○林(一)政府委員 次の通常国会に法律案を提出したいという目途で、現在検討いたしております。

○石橋(政)委員 それがもしかりに成立するといふような場合に、一挙に統合なら統合といふものをその年度内で、たとえば三十七年度なら三十七年度中に完了しようといふふうな考へを持つていられるのか、それとも数年度

にわたつて継続して徐々にやつていこう、統合できる業務から統合する、そういうふうな継続的にやつていこうといふふうにお考えになつておられるのか、その辺をお答え願ひたい。

○林(一)政府委員 まだそういうことについての結論は得ていないのであります。どういふふうにして持つていけば最も事務能率を上げることができるといふような観点から、現在検討しておるような次第でございます。今のような点についてもまだはっきり成案は得ておりません。

○石橋(政)委員 とにかくこの問題で職員の各位が非常に心配しておるの、やはり身分保障の問題だと思ひます。たとえば防衛庁の中の建本と一体になるといふようなことになりまして当然、私も考へてみました。管理面その他重複するところがあるので、この辺が不必要になつてくる。そうすればそれが大量に人員整理となつて現われてくるのじゃないか、この点が一番心配の種になつておるわけですね。職員の不安を解消するためにはどういふお題目でありますか、実際にはどういふ方向に行くと私は思つておるのです。さしあたり今の構想を進めていきますと、大量の人員整理が出るということが考えられると思ひます。不必要になつてくる人員をどの程度に見ておられるわけですか。

○林(一)政府委員 この機構の改正は、成案をまだ得ていない段階にありまして、従ひまして人員整理といふようなことについては、別にまだ考へていないのでございまして、この改正の主眼は先ほども申しましたように、行政

事務を能率的に推進するということに目的を置いておるのでございます。人員整理を目的として改正をするというふうなことでないのではありません。どこまでも行政事務の能率化、あわせて調達庁の職員の身分の安定というふうなことを私もお願いしておるわけでございます。

○石橋(政)委員 どうも私の聞きたいところがきくは聞けないわけですが、来週防衛庁長官に来ていただきたい、その際にお伺いすることにします。もう一つ、職員の諸君が人員整理とともに心配している点は、現在の調達庁の職員は一般職の職員です。防衛庁の職員は特別職の職員です。一般職の職員たる調達庁の職員は、いわゆる職員団体も持つことが許されておる。そういう面である程度自分たちの活動によって、安全を確保する道も保障されておるわけですが、これが特別職という点になつてしまつと、基本的な権利も剥奪されて、いよいよもつてこの不安が増長してくるのじゃないかという気持にあるようでございます。この点などもお聞きしたつてどうせお答えできないようでございますから、次の機会にそれでは防衛庁長官に質問することにいたしました。きうはこれで終わりたいと思います。

○飛鳥田委員 川島長官、そうお見えにならぬでしようから、もう一度石橋君の言いましたことを僕からもお願いしておきたいと思うのです。小澤長官が一括調達というところをおっしゃったことは、非常に外で波紋を描いております。外ではこれに大歓迎の意を表して、かなりそれは私どものところにも来るわけだと申しますのは、今までの官庁で、ともすれば国民の信頼を失いがちであつたものは汚職です。そしてそれは、警察につかまるとかつかまらないとかいうことでなしに、現実にはどこへ行つても、幾らかその下の贈らなければだめだというふうな印象を、国民は持っているわけなんです。事実あちらでもこちらでも、高級官僚あるいはそういう調達に直接関係をしたしまた官吏に対する、下はビール一、二本から、上は相当なものに至るまで、供応接待が行なわれているというの、否定はできないわけなんです。そういう汚職をなくすという点でも、そして国民の信頼感を確立するという意味でも、各省庁にばらばらに調達をまかしておかずに、一括して行なうということは非常にいいのじゃないか。そして調達庁にそういうものを一括しておけば、政府の査察、監督というものがここに集中していけばいいわけなんです。そういう点で、いわゆる官吏の国民に対する信頼感を回復するという点でも、大きな政治的な施策の推進にならぬか、こう思います。ことに会計検査院の仕事も非常に単純化されていくわけなんです。会計検査院はあの省の省という検査を始終やっているわけですが、調達庁に一括調達ということになりますと、会計検査院の相当な主力をここに向けていけばいいわけですから、会計検査院というものは非常に仕事がやりよくなつて、検査院の検査というものが、また行政機構に対する国民の信頼を高めるということになるだらう、そういう意味で汚職をなくすという監督の面でも容易になるし、また会計検査院の仕事もこれによって非常に単純化される、こういう点も出てき

ます。それからもう一つは、二、三の方から言つてきたのですが、業者の側からすると大歓迎だということです。悪い言葉ですが、あちらの官庁に食い込んでやうやく御用になつた、今度はこちらの官庁に食い込んでやうやく御用になつたという形で、あちらこちらでいろいろな接待、折衝をしなければならぬ。そしてまた省々によって気分も違ひますし、やり方も違ひます。通産省のやり方を覚えた、今度は大蔵省のやり方を覚えた、そして今度は郵政省のやり方を覚えた、そして今度は農林省のやり方を覚えた、というふうな形になれば、一つのフォームと一つのやり方を覚えればいいわけです。そういう意味で、業者としては非常にありがたい、こう言っているわけなんです。また一とところに集まりますから、業者の監督も統一してやれるわけです。たとえば何々組が郵政省で仕事をしたときにはこれだけもうけさしてもいいました、通産省で仕事をしたときにはこれだけの利益がありましたというので、アンバランスがあるわけです。同じ政府としての仕事をしながら利益が違うのです。ところが調達庁で一括してやれば、どの業者も政府の仕事をするときにはこれだけの利益、そしてこれだけの期間でお金が下がる、こういうふうな安心感もあるわけです。従つて大業者ならばいざ知らず、中小の業者はそういう点によって非常に影響されます。そういう点を考えて参りますと、調達庁が一本になつてくれれば、あああそこで仕事をすればいいくらいも出て、このくらい先にはお金が出る、こういう形で非常にスムーズに業務も運営していけるだらう、

そういう点で汚職をなくしていく、警察に現れない汚職を現実になくしていくという点でも、一括して監督すれば業者です。会計検査院の業務も非常に単純化される。同時にまた業者の側からいっても一本ですから、各省庁によって違つた扱いを受けるという不便がなくなつて便利だ、こう言つておるわけなんです。こういう点なども単なる行政機関の整理統合としてはなしに、政府の政策として考えていただいたらどうだろうか。これは言わなくてもこの間ちょっと話し合いました。もしそうなつてくれたら、私たちはとても榮ですと言つておりました。これは汚職をなくすということからむわけですが、非常に榮ですと言つていました。警察も榮でしょう。警察にひつかかるような官吏があつては困りますけれども、しかし榮でしょう。いずれの点から言つても榮ではないだらうか。それから一般業者でない市民の立場から言つても、そういう調達の問題からいへば、いろいろな問題が出ます。たとえばビルを建てたので、隣にあつた土地が使えなくなつてしまつたとか、あるいは地盤低下をしてしまつたとか、いろいろな問題が出ると思ひます。そういう問題が起きますと、あああれは通産省だからというので通産省にかけ込む、あるいはあああれは郵政省だからというので郵政省にかけ込むというのでは、一般国民もたまらない。だから調達庁のようないくつかのところに一括しておいた方がいい、そういう問題が起きればというので、ばつと調達庁へ行けばいいわけですから、国民も非常に便利になるわけです。各官庁は今まで調達

のための予算を持つておつた。今の時代は予算は権力ですから、従つてそれを手放されるというのは、各官庁のお役人にとっては相当さびしいでしょう。ですがそれは個人のさびしさで、この際思い切つてそういう方向をとる、こういうことを考えていいのじゃないか。僕はそういう意味で小澤長官がそういうことを言われたのは、ここにいらつちやつて恐縮ですが、非常に卓見だと実は思つておるわけです。そしてまたそれくらいな覚悟で行政機関の整理を始められない以上、単なる能率向上というだけではだめなんです。そういう意味でぜひ一つ、今初めて聞いたとおっしゃいましたが、この問題は真剣に考えていただきたい、こゝう私は思ふのですが、どうぞ一つお願いします。

○川島国務大臣 官庁の調達を一括していづれかの部局でやるというところは、これは非常に膨大な部局になりまして、言うならば調達省というものを置かなければならぬということになるのではないかと。今の調達庁の拡張くらいではとても追いつかぬのであります。が、先ほども申し上げたこの問題は、全く今まで考えておりませんからして、きわめて研究調査に値する問題でありますから、一つやってみます。私が行政管理局長官になりましてから、公務員の不正不当、汚職行為、どうしてこれを防止するかというところは、もうろんでありますけれども、行政機構の上においてそうなるのではないかと、今この調査をしておるわけです。どういふふうな行政機構を直したら不正

不当、汚職が少なくなるかということに、特に意を用いて私はやっておりません。結論としますと、あまりに行政機構が複雑であるということが一番ではないかと思っておるのですが、まだ監査の結果が生まれませんが、そういう点に留意いたしております。お話を点はよくわかりました。

○中島委員長 残余の質疑は後日に譲ります。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会